

小諸市の一部地区における酒類の提供を行う飲食店等 に対する営業時間の短縮等の要請を終了します

小諸市相生町1丁目・2丁目・3丁目、大手1丁目・2丁目、赤坂1丁目の一部地区においてご協力いただいていた酒類の提供を行う飲食店等に対する営業時間の短縮等の要請は、1月21日をもって予定どおり終了します。なお、小諸市に対する「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」は当面継続します。

1 経緯

佐久圏域における医療提供体制が逼迫しつつあったことから、接待を伴う飲食店における発生が認められるなど、とりわけ感染の拡大が顕著な小諸市について、1月6日に、感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出しました。

特別警報Ⅱ発出に伴う対策の強化として、小諸市の一部地区における酒類の提供を行う飲食店等に対して営業時間の短縮等の要請を行うなど対策を強化してきました。

2 営業時間短縮等の要請の終了及び特別警報Ⅱの継続

小諸市においては、特別警報Ⅱの発出後、接待を伴う飲食店等における新たな集団発生が確認されていないことから、一部地区においてご協力いただいていた酒類の提供を行う飲食店等に対する営業時間の短縮等の要請は、1月21日をもって予定どおり終了します。

この間、県の要請にご協力いただいた小諸市相生町1丁目・2丁目・3丁目、大手1丁目・2丁目、赤坂1丁目の一部地区の事業者の皆様にご心から感謝申し上げます。

なお、小諸市における直近1週間(1月13日～19日)の人口10万人当たり新規陽性者数は21.89人(陽性者数9人)と、陽性者の確認は未だ落ち着きを見せていないことから、小諸市に対する特別警報Ⅱは当面継続します。

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

長野県 危機管理部
消防課 新型コロナウイルス感染症対策室
(室長) 前沢直隆 (担当) 湯沢秀保
電話 026-232-0111 (内線 4705)
FAX 026-233-4332